

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則 (平 4. 7. 14)

(目 的)

第 1 条 この細則は、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(二種外務員の信用取引に係る外務行為)

第 2 条 規則第 2 条第 4 号に規定する細則で定めるものは、信用取引等(信用取引及び発行日取引をいう。)に係るもので、所属協会の一種外務員又は信用取引外務員が同行(営業所又は事務所内においては、一種外務員又は信用取引外務員が二種外務員の営業活動について確認した場合を含む。)して注文を受託するものとする。

(登録原簿の記載事項)

第 3 条 規則第 3 条第 1 項に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。

1 登録申請協会の商号又は名称

2 外務員についての次に掲げる事項

イ 氏名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名(旧氏の登録を受けようとする場合に限る。)、生年月日並びに識別番号

ロ 役員又は従業員の別

ハ 外務員の種類(規則第 2 条に規定する「一種外務員」、「信用取引外務員」、「二種外務員」、「特別会員一種外務員」、「特別会員二種外務員」又は「特別会員四種外務員」の別をいう。)、外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日

ニ 外務員(「金融商品仲介業者に関する規則」第 2 条第 6 号に規定する外務員を含む。)の登録を受けていたことの有無並びに当該登録を受けたことのある者については、その登録に係る登録申請者又は金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその登録を受けていた期間

ホ 金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 64 条の 5 第 1 項の規定又は規則第 11 条の規定により外務員の職務の停止の処分が行われたときは、その処分の日、理由及び期間

ヘ 金融商品仲介業を行ったことの有無及び金融商品仲介業を行ったことのある者については、その行った期間

(外務員の職務禁止措置の解除の申請に係る記載事項)

第 4 条 規則第 6 条の 4 に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。

1 外務員の職務禁止措置(規則第 6 条第 1 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)に規定する外務員の職務禁止措置をいう。以下同じ。)の解除の申請を行おうとする協会の商号又は名称

2 解除の申請に係る外務員の職務禁止措置者(規則第 6 条第 2 項に規定する外務員の職務禁止措置者をいう。)についての次に掲げる事項

イ 氏名及び生年月日

ロ 外務員の職務禁止措置の決定の内容及び年月日

ハ 解除の申請の理由

ニ 解除の申請の年月日

(登録申請等の手続)

- 第 5 条 登録申請等（登録の申請及び規則第10条第 1 項に規定する届出をいう。以下同じ。）の申請者は、会員代表者、特別会員代表者又は特定業務会員代表者とする。
- 2 会員代表者、特別会員代表者又は特定業務会員代表者は、本部組織における部署（以下「本部部署」という。）の長に登録申請等を行わせる旨の委任状をあらかじめ本協会に提出したときは、登録申請等を当該本部部署の長に行わせることができる。
 - 3 規則第 7 条第 2 項第 4 号に規定する細則で定める書類は、登録の申請に係る外務員が金商法第64条の 2 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを登録の申請を行った協会員及び当該外務員が誓約する書面とする。
 - 4 協会員は、規則第 7 条第 3 項の規定により登録の申請を書面の提出による方法で行う場合には、あらかじめ所定の様式で申し出るものとする。ただし、電子情報処理組織の休止若しくは支障が発生したときにあってはこの限りではない。
 - 5 協会員は、規則第 7 条第 3 項の規定により登録の申請を電子情報処理組織を使用する方法で行った場合において、本協会から、第 3 項に規定する書面の原本を提出するよう求められたときは、遅滞なく、当該原本を提出しなければならない。
 - 6 協会員は、規則第 7 条第 3 項の規定により登録の申請を電子情報処理組織を使用して行った場合には、第 3 項に規定する書面の原本又は電磁的記録を、登録の申請後 5 年間、保存するものとする。
 - 7 この細則に定めるもののほか登録申請等に必要事項は、別に定める。

(電子情報処理組織による登録申請等)

- 第 6 条 協会員は、電子情報処理組織を使用して登録申請等を行う場合には、本協会が別に定めるところにより、次に掲げる事項を当該協会員の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。
- 1 登録申請等において書面等に記載すべきこととされている事項（次号に掲げる事項を除く。）
 - 2 登録の申請を行う場合にあっては、規則第 7 条第 2 項に規定する書面及び書類（以下「添付書類」という。）に記載されている事項又は記載すべき事項
 - 2 前項に基づき、添付書類に記載されている事項をスキャナーを用いて入力するときは、協会員は、スキャナーを用いて添付書類に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録に当該ファイルに記録した日時及び記録された事項が添付書類に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。
 - 3 登録申請等を行う者は、第 1 項の規定により入力する事項についての情報に電子署名（内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（以下「オンライン化法施行規則」という。）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る電子証明書（オンライン化法施行規則第 2 条第 2 項第 2 号に規定する電子証明書であって、本協会の使用に係る電子計算機から認証（オンライン化法施行規則第 3 条第 3 項に規定する認証をいう。）できるものをいう。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。
 - 1 商業登記法第12条の 2 第 1 項及び第 3 項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
 - 2 金融庁長官が告示で定める電子証明書であって、政府認証基盤におけるブリッジ認証局と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したもの（前号に規定するものを除く。）
 - 4 第 1 項の規定により行われた登録申請等は、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記

録がされた時に本協会に到達したものとみなす。

5 本協会は、第3項に規定する電子証明書の認証のため、必要な措置を講ずる。

(電子情報処理組織による通知)

第7条 本協会が、規則第8条第2項に規定する通知を電子情報処理組織を使用して行うときは、同条第1項の規定により登録をした旨その他本協会が必要と認める事項を本協会の使用に係る電子計算機から入力し、当該通知の情報を電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該通知と併せて当該本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する。

2 前項の規定により行われた通知は、協会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該協会員に到達したものとみなす。

(審問の手続)

第8条 本協会は、規則第9条第2項の規定により審問を行う場合には、審問の期日、場所及び審問事項を記載した書面により、会員代表者、特別会員代表者又は特定業務会員代表者に通知する。

2 前項の審問は、会員代表者、特別会員代表者又は特定業務会員代表者の出席を求めて行う。ただし、会員代表者、特別会員代表者又は特定業務会員代表者が出席できない場合には、内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者（「協会の内部管理責任者等に関する規則」に規定する内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者をいう。）がこれらの者に代わって出席することができる。この場合には、当該内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者が、当該審問について協会員を代表する者である旨の委任状を持参しなければならない。

(資格更新研修の特例)

第9条 規則第18条第1項ただし書及び同条第2項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 規則第18条第1項及び同条第2項に定める期間（以下「受講義務期間」という。）の初日前2年以内に「外務員等資格試験に関する規則」（以下「試験規則」という。）第3条各号に定める資格試験に合格した者
- 2 受講義務期間の初日前2年以内に規則第18条第1項及び同条第2項の規定による資格更新研修を修了した者
- 3 受講義務期間内に試験規則第3条各号に定める資格試験に合格した者
- 4 会員代表者、特別会員代表者、特定業務会員代表者又はこれらの者に準ずる者として本協会が適当と認める者であって、本協会が指定する期間内に指定する研修を修了した者
- 5 やむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると本協会が認めた者（なお、本協会が認めるにあたっては、一定の条件を付することができる。）

付 則

- 1 この細則は、平成4年7月20日から施行する。
- 2 この細則の施行の日前に、外務員の登録申請者に関し、財務局において、当該証券会社を代表する者であることが確認された支店の長は、細則第3条第2項ただし書の規定による登録申請者とみなす。

付 則 (平 6. 2.16)

- 1 この改正は、平成6年3月1日から施行する。

2 特別会員の本協会加入の日前に、外務員の登録申請者に関し、財務局において、当該特別会員を代表する者であることが確認された支店等の長は、第4条第2項ただし書の規定による登録申請者とみなす。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条及び第3条を改正。
- (2) 旧第4条を第5条に1条繰り下げる。
- (3) 旧第5条から第7条までを改正し、各1条繰り下げる。
- (4) 誓約書を誓約書(会員用)と改める。
- (5) 様式第4号(特別会員用)から様式第6号(特別会員用)までを新設。

付 則 (平 6. 9. 29)

この改正は、平成6年10月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第6条を改正。

付 則 (平10. 11. 30)

この改正は、平成10年12月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第2号ホ及びびへ、第5条及び第7条を改正。
- (2) 現行様式第4号(特別会員用)から様式第6号(特別会員用)までを各1号繰り下げ様式第5号(特別会員用)から様式第7号(特別会員用)までとし、様式第4号(会員用)並びに様式第8号(特別会員用)を新設。
- (3) 誓約書(会員用)を誓約書(会員及び特別会員用)に改める。

付 則 (平13. 1. 17)

この改正は、平成13年1月17日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第6条第2項を改正。
- (2) 第6条第4項を新設。

付 則 (平14. 2. 20)

この改正は、平成14年3月29日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第8条を改正。
- (2) 様式第1号(会員用)から様式第4号(会員用)までを改正。

付 則 (平15. 3. 19)

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第2号イを改正し、ロを削り、ハ及びニをロ及びハに繰り上げ、ホを改正シニに繰り上げ、へをホに繰り上げる。
- (2) 第3条第1項及び第2項を改正。
- (3) 第6条第3項を改正。
- (4) 第8条を削る。

(5) 様式第1号(会員用)並びに様式第3号(会員用)から様式第8号(特別会員用)までを改正。

付 則 (平15. 4. 16)

この改正は、平成15年5月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 表題を「「協会の外務員の登録等に関する規則」に関する細則」から「「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則」に改正。
- (2) 第1条を改正し、第2条、第3条を新設し、旧第2条から旧第7条を各2条ずつ繰り下げ、第4条から第9条とし、改正。
- (3) 様式第1号(会員用)から様式第8号(特別会員用)までを改正。

付 則 (平15. 9. 30)

この改正は、平成15年10月14日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条、第6条及び第9条を改正。
- (2) 様式第1号(会員用)から様式第4号(会員用)までを様式第1号から様式第4号までと改め、様式第5号(特別会員用)から様式第8号(特別会員用)までを削る。

付 則 (平15. 10. 15)

この改正は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第3条に係る改正は、平成16年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条を削る。
- (2) 第10条(平成16年4月1日付けで第9条)を新設。

付 則 (平16. 3. 17)

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第2号ニを改正。
- (2) 第3条第2号ヘを新設。
- (3) 様式第1号及び様式第3号並びに誓約書を改正。

付 則 (平16. 11. 26)

この改正は、平成16年12月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、平成17年6月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条及び第9条を改正。
- (2) 誓約書を改正。

付 則 (平17. 2. 9)

この改正は、平成17年2月9日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

様式第3号を改正。

付 則 (平17. 5.30)

この改正は、平成17年6月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第9条第1号を改正。
- (2) 様式第3号を改正。

付 則 (平18. 4.18)

この改正は、平成18年5月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

誓約書を改正。

付 則 (平18. 6.29)

この改正は、平成18年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第7条第3項、第9条第1号、第3号及び第4号を改正。

付 則 (平19. 9.18)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条から第8条まで、第9条第1号及び第3号を改正。
- (2) 様式第1号から様式第4号まで及び誓約書を改正。

付 則 (平19. 12.18)

この改正は、平成20年1月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第9条を改正。
- (2) 第9条第2号を新設し、旧第2号から旧第4号を第3号から第5号に繰り下げる。

付 則 (平21. 3.18)

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第5条を改正。

付 則 (平21. 12.15)

この改正は、平成21年12月15日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第10条を新設。

付 則 (平22. 5.18)

この改正は、平成22年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条を新設し、旧第4条から旧第7条を第5条から第8条に繰り下げる。
- (2) 旧第8条を改正し第9条に繰り下げる。
- (3) 旧第9条第1号から第3号を第10条第1号から第3号に繰り下げ、旧第9条第4号を改正し第10条第4号に繰り下げる。
- (4) 旧第10条を第11条に繰り下げる。

付 則 (平23. 1. 18)

- 1 この改正は、本協会が別に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日までに、平成23年1月18日付改正前の規則第18条に規定する資格更新研修（会員資格更新研修、特別会員資格更新研修及び特別会員四種外務員資格更新研修をいう。）を修了した者は、改正後の第9条第2号に規定する規則第18条第1項及び同条第2項の規定による資格更新研修を修了した者とみなす。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第3条、第5条を改正。
- (2) 第5条第2項から第7項、第6条、第7条を新設。
- (3) 旧第6条、旧第7条、旧第9条、旧第11条を削る。
- (4) 旧第10条を改正し、第9条に繰り上げる。
- (5) 様式第1号から様式第4号を削る。
- (6) 「本協会が別に定める日」は平成24年1月16日。

付 則 (平26. 3. 18)

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行の前日に改正前の規則第6条第1項又は第2項の規定による外務員資格取消処分又は外務員資格停止処分を受けた者については、なお従前の例による。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

第3条第2号ハ、第4条、第5条第3項から第6項、第6条第1項第2号及び第8条を改正。

付 則 (平26. 6. 17)

この改正は、平成27年1月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第9条第1号及び第3号を改正。

付 則 (平27. 5. 19)

この改正は、平成27年5月29日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第5条第1項及び第2項、第8条第1項から第4項まで及び第9条第4号を改正。

付 則 (平28. 12. 20)

この改正は、平成29年1月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第9条第1号及び第3号を改正。

付 則（平30. 1.16）

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1）第3条第2号ホ、第4条第1号及び第8条見出しを改正。
- （2）第8条第2項及び同条第4項を削り、同条旧第3項を第2項に繰り上げ、改正。

付 則（令3. 6.15）

この改正は、令和3年7月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第3条第2号イ及び第5条第3項を改正。

付 則（令3.10.19）

この改正は、令和3年11月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第5条第6項を改正。

付 則（令和4. 9.20）

この改正は、令和4年9月26日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第3条第2号イ及び第4条第2号イを改正。